

三条市外国人材受入環境整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者の人材確保を支援するため、外国人材の就業環境及び生活環境の整備を行う事業者に対し、予算の範囲内において三条市外国人材受入環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(2) 外国人材 次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に掲げる特定技能の在留資格を有する者で、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（平成31年法務省令第6号）第3号の分野に係る技能を有するもの

イ 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に掲げる技能実習の在留資格を有する者で、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成28年法務省、厚生労働省令第3号）別表第2第6号の表に掲げる職種又は別表第2第7号の表に掲げるプラスチック成形、塗装、溶接若しくは工業包装の職種に従事するもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

(1) 市内に本店（個人事業主にあつては、事業所所在地）を有し、常時使用する従業員の数が50人以下の中小企業者であること。

(2) 市内事業所において外国人材を現に雇用し、今後も継続して雇用する予定であること又は第7条の交付申請の日から1年以内に市内事業所において新たに外国人材を雇用する具体的な計画があること。

(3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う、市内事業所における外国人材の雇用に向けた事業であつて、次に掲げるものとする。

(1) 就業環境整備事業 外国人材のための研修、母国語作業マニュアルの作成、就業

規則の翻訳、定期面談の通訳、備品の購入、工事その他外国人材の就業環境を改善するために取り組む事業であって市長が適当と認めるもの

- (2) 生活環境整備事業 外国人材に使用させる社宅のリフォーム、社宅に備える家具の購入その他外国人材の生活の本拠となる市内の住居等の環境を改善するために取り組む事業であって市長が適当と認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に必要であると市長が認める経費であって、市長が指定する期間に支払が完了するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費としないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする経費が、この要綱その他の市の制度又は国、県その他の機関の制度により補助金の交付を受けた、又は受ける場合は、補助対象経費としないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の1以内の額とし、1年度につき30万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、三条市外国人材受入環境整備補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 直近の確定申告における確定申告書の第一表の写し（個人事業主に限る。）

(2) 法人の定款又は登記事項証明書（法人に限る。）

(3) 外国人材の雇用を証する書類（現に外国人材を雇用している場合に限る。）

(4) 技能実習計画又は素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書（現に外国人材を雇用している場合に限る。）

(5) 外国人材雇用計画書（様式第2号）又は外国人材を雇用する具体的な計画を確認できる書類（現に外国人材を雇用していない場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金を交付することを適当と認めたときは、三条市外国人材受入環境整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定をするに当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）のうち、取得価格又は効用の増加価格が 500,000 円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
- (2) 取得財産等を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に納付させることがあること。
- (3) 取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならないこと。
- (4) その他補助金に関し市長が指示する事項に従うこと。

（申請内容の変更等）

第 9 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付申請の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止するときは、三条市外国人材受入環境整備補助金変更等申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。

- (1) 補助対象経費の総額の 20 パーセント以内の減額をする場合
- (2) 補助の目的に影響を及ぼさない範囲で補助対象事業の内容を変更する場合
（実績報告）

第 10 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、三条市外国人材受入環境整備補助金実績報告書（様式第 5 号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類
- (2) 補助対象事業の実施状況が確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査した上で補助金の額を確定し、三条市外国人材受入環境整備補助金確定通知書（様式第 6 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第 12 条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は補助対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の場合において、市長は、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。